

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【183】

2. 日時：令和4年5月24日 10時30分～11時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩崎安全審査官、照井安全審査官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他19名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 担当 他1名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁の岩崎です。それではですね本日も島根 2 号機の設行に、基本設計方針、
0:00:09	ヒアリングを開始したいと思います。早速ですけれども中国電力の方からご説明の方よろしくお願ひします。
0:00:19	中国電力の山根です。
0:00:21	はじめに本日の提出資料について確認させていただきます。
0:00:26	全部で 10 年ございまして、
0:00:28	まず一つ目にNS2-ほか-041 回 04。
0:00:34	二つ目にNS2-き-020 回 02。
0:00:39	三つ目にNS2-既配分 031 回 02。
0:00:45	四つ目に、N-Sに配分器-032 回 02。
0:00:51	五つ目にNS2-き-033 回 02。
0:00:57	六つ目に、N-Sに噴気iPhone039 回 02。
0:01:02	七つ目に、N-Sにあい噴気-044 回 02。
0:01:08	八つ目にN-Sに-き 아이폰 059 回 02。
0:01:14	九つ目にNS2-既配分 061 回 01。
0:01:20	最後に、N-Sに-き-070 回 02 以上の充当書でございます。
0:01:27	提出日はすべて 5 月 19 日となります。資料はお手元におそろいでしょうか。
0:01:33	はい。そろってます。
0:01:36	中国電力の山根です。ありがとうございます。それでは各条文に対するご指摘事項の回答について説明させていただきます。
0:01:44	本日のヒアリングの進め方についてですけれども、こちらから本日提出分の資料をすべて説明させていただいた後に、質疑という流れとさせていただきます。
0:01:55	まず、第 20 条、57 条、安全弁等に対するご指摘事項への回答について説明させていただきます。
0:02:04	N-Sにオカ 041 回 04 の回答整理表の通し 6 ページのうち、
0:02:11	ナンバー51 とNo.52 が該当となります。
0:02:16	まずナンバー51 の施錠開とする運用で対応する場合、保安規定に定めるという記載要否について検討すること、こちらに対する回答としまして、
0:02:26	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に属する容器または間に設置する安全弁等の入口側、または出口側に設置する止め弁。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:36	こちらの前回確認について保安規定に定めて管理する旨を追記しております。
0:02:41	資料への反映箇所につきましては、N-SにiPhone機iPhone020の当時 31 ページをご覧ください。
0:02:52	黄色ハッチングが該当となります。
0:02:58	回答整理表に戻っていただきまして、次に、No.52 の、
0:03:04	材料の記載だけ、真空破壊装置を記載しているが、
0:03:08	その他の真空破壊弁と記載がある箇所についても、真空破壊装置の平均をしなくて良いか検討すること。
0:03:14	こちらに対する回答としまして、
0:03:17	他の箇所についても、真空破壊装置の記載が必要ですので、記載を修正しております。
0:03:24	資料への反映箇所につきましては、N-SにiPhone機iPhone020-5時 28 ページをご覧ください。
0:03:43	はい。こちらの黄色ハッチング箇所が該当となります。
0:03:47	また真空破壊装置の追記に伴いまして、先行との相違理由、こちらもあわせて追加しております。
0:03:55	20 条 57 条の説明は以上となります。
0:03:59	続きまして、
0:04:01	第 31 条、蒸気タービンに対するご指摘事項への回答について説明させていただきます。
0:04:07	回答整理表の通し 6 ページのうち、No.53 が該当となります。
0:04:14	No.53 の基本設計方針全般を踏まえ、個別条文で今回申請、今回申請として記載が必要か検討すること。
0:04:23	こちらに対する回答としまして、
0:04:25	基本設計方針全体を踏まえ検討した結果、
0:04:29	共通的な記載である、積みカッコ 31 条の 18、31 条の 20、31 条の 21 及び、31 条の 22。
0:04:39	こちらの 4 項目につきましては、31 条の基本設計方針としての記載は不要でしたので、当該記載は削除しております。
0:04:47	ここで記載不要と整理した理由について、各項目個別に説明させていただきます。
0:04:54	まず隅括弧 31 条 18、こちらにつきまして、
0:04:59	復水給水系の設計に関する記載をしておりましたが、この記載につきましては、33 条の循環設備等、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:07	こちらで同様な趣旨の記載がございますので、
0:05:10	あえて蒸気タービンのほうで記載をする必要はないと整理しまして記載を削除しております。
0:05:17	次に、隅括弧 31 条 20 につきまして、こちらは蒸気タービンの構造材料の設計に関する記載をしておりましたが、
0:05:26	こちらにつきましては同じ 31 条の中の鷺見加古 31 条の 19、
0:05:31	こちらで同様な趣旨の記載がありましたので、
0:05:34	重複して記載している形になっておりましたので、
0:05:38	31 条の 19 の方が詳細に記載があるということで、31 条の 20 の方は、記載を削除しております。
0:05:45	で、なお 31 条の 19 につきましては、先ほど申し上げました、内海加古 31 条の 18 の削除によって、
0:05:54	削除したことによって裁判を見直しております、
0:05:57	今回提出版では 31 条の 18 が該当となります。
0:06:03	次に、鷺見括弧 31 条の 21 こちらにつきまして、既設設備への設計仕様及び機能に影響のない設計とする旨を記載しておりましたが、
0:06:14	こちらは他の条文の記載等はございませんが、こちらの記載の、
0:06:19	周知としましては、平成 27 年に申請しました蒸気タービン改造工事に関する工事計画届け出時の基本設計方針として、
0:06:29	蒸気タービン改造により、
0:06:31	調速装置や警報装置等の改造を実施しない既設範囲に影響を及ぼさない旨を説明する目的で記載しておりましたので、
0:06:41	今回の補正工認においては、独断記載は不要だというふうに整理しましたので、こちらの記載についても削除しております。
0:06:50	最後に、隅括弧 31 条 22、こちらにつきまして、
0:06:55	蒸気タービンの保守点検に関する記載をしておりましたが、
0:06:59	こちらにつきましては、15 条の設計基準対象施設の機能、
0:07:04	こちらの方で、設計基準対象施設全体に対する保守点検の記載が、
0:07:09	ございますので、
0:07:11	31 条の方で個別に記載する必要はないというふうに整理しまして、記載を削除しております。
0:07:19	31 条の説明については以上です。ここで説明者を交代させていただきます。
0:07:25	中国電力の田原です。それでは回答整理表をお願いします。
0:07:31	回答整理表の 54 番、57 番、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:35	32 条関係の指摘事項になりますのでこちらについてご回答いたします。
0:07:42	まずナンバー54 ですけども、低圧注水系、残留 10 系の低圧注水モードというような記載でしたが、表現の統一を検討することということで、
0:07:52	ご指摘いただいています。当該につきましては低圧衛生系が残留熱除去系、かつ低圧注水モードであることを表す文章であるということを踏まえまして、
0:08:04	記載の方は、残留熱 10K 学校低圧注水モードに修正しております。
0:08:11	続いてナンバー57 ですけども、こちらの方、第 1 水源の変更に伴いまして、復水貯蔵タンク等に課せられた前提条件や、
0:08:21	位置付けを踏まえ、復水貯蔵タンクを使用する場合の記載を検討することということでご指摘いただいております。それにつきましては、MS さん間、間接関連としての復水貯蔵タンクの位置付けと、
0:08:35	あと使用するタイミングについて明確になるように記載のほうを修正しました。
0:08:39	今申し上げました五十四、五十七について、32 条の
0:08:46	資料でご説明いたしますので、32 条の 15 ページ目をお願いします。
0:08:54	まず、
0:08:57	ナンバー54 の記載の統一の件ですけども、もともと残留受熱余計の低圧注水モードと記載していった箇所を残留チューケイカク低圧注水モードと、このように修正しております。
0:09:12	15 ページの中程以降ですね、なお書きのところからが台数減、変更関係の指摘。
0:09:21	これに対する修正になりますが、読み上げますと、なお、高圧炉心スプレー系の制限である復水貯蔵タンクは、炉心冷却機能等タンクスルーで必要な設備ではないが、
0:09:34	原子炉冷却材喪失事故等が起こった時に悪成長断行収納可能な場合には、水源をサプレッションチェンバから復水貯蔵タンクへ切り換え、
0:09:45	復水貯蔵タンクの水を、
0:09:47	原子炉圧力容器内にスプレーすることができる設計とするというところで、N-S さんというところの位置付けと、使用する、使用の仕方といいますか。
0:09:59	たところを、制限を切り替えるといったところなどを記載、追記いたしました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:04	と同様の箇所としてRCICの方も変更が必要ですので、33条の資料についても反映しております。
0:10:13	藤さん 13条の辺、24ページ目を
0:10:18	お願いいたします。
0:10:23	もう、33条の24ページ目の中ほど、ちょっと少し上ですね、のなお書きのところですけども、
0:10:31	高圧炉心スプレイ系と同じような、ちょっと記載ぶりになりますが、記載のほうを修正しております。
0:10:38	原子炉冷却系、原子炉隔離時冷却系の水源である復水貯蔵タンクは、原子炉停止後の除熱機能を担保する上で必要な設備ではないが、発電用原子炉停止後、何らかの原因で給水系が停止したときに、
0:10:52	復水貯蔵単価収納可能の場合には、水源をサプレッションチェンバから復水貯蔵タンクへ切り換え、
0:11:00	水道タンクの水を原子炉圧力に補給し水位を維持できる設計とするというところで、先ほどと同じようにですね、MSさんという位置付けと使用の
0:11:12	仕方を、表現して修正しました。
0:11:16	ごめん。指摘事項への回答は以上となりまして、適正化箇所がありますので、32条の資料の16ページ目をお願いします。
0:11:31	藤。
0:11:32	16ページ目、同じように、
0:11:35	台数減の変更に伴う位置付けの方反映しておりますけれども、ちょっと前回ですね、サプレッション・チェンバ、または複数、
0:11:45	ちょうどタンクの水というような記載がちょっと残っておりましたので、復水貯蔵タンクの水と、または、以降、削除して、修正しております。
0:11:54	32条 33条の説明は以上です。説明者交代します。
0:12:00	中国電力の原です。続きまして39条廃棄物処理設備等に、のご指摘事項に対する回答についてご説明させていただきます。
0:12:10	衛藤整理表の6ページのNo.56をお願いします。
0:12:15	コメント内容としまして、新しく5家財の保管をやめる時期について記載を適正化することとなります回答としましては、
0:12:24	新しく固化材の保管をやめる時期について記載を適正化しております。修正後の記載いたしましては、
0:12:31	なお、火災評価の前提条件としてプラスチック他材を考慮していないため、可燃性のプラスチック固化剤は、ドラム詰め装置内に保管しない設計とし、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:42	圧縮他剤は、
0:12:44	2号、2号機の
0:12:45	発電用原子炉に燃料体を挿入する前までに撤去すると記載を修正しております。
0:12:52	資料の反映箇所につきましては、N-S2-きiPhone039の、
0:12:58	30、
0:12:59	8ページ目と32ページ目になります。
0:13:03	39条の回答につきましては以上となります。説明者を交代します。
0:13:11	中国電力の鷹野ですそれは40条についてご説明させていただきます。
0:13:16	回答整理表の7ページをお願いいたします。
0:13:25	こちらの記載の適正化のナンバー175が該当となります。
0:13:33	本適正化についてですけれども44条の基本設計方針のヒアリングでコメントいただいた内容ではないのですけれども、44条と同様の記載がですね、
0:13:44	PCVの設計条件に関する説明書の方でありまして、PCVの設計条件書に関する
0:13:52	説明書のヒアリングでいただいたコメントの対応ということになります。
0:13:56	実際どのようなコメントだったかといいますと、資料のですね、
0:14:03	NSに配本キーハイフォン044階02、40条の基本設計方針に関する説明資料の27ページをお願いいたします。
0:14:17	通しページの27ページです。
0:14:30	こちらの黄色のハッチング部分についてなんですけれども、これは修正した内容の記載になっておりますけれども、もともとの記載はですね、残留熱除去系学校格納液冷却モードと相まって、
0:14:44	原子炉格納原子炉冷却材圧力バウンダリ配管の最も過酷な破断を想定し、これにより放出されるといった記載になっておりました。
0:14:55	こちらの記載についてはセンコーも同様の記載でおりました。
0:14:59	PCV設計条件のヒアリングにおいて、残留熱除去系カック格納容器冷却モードと相まって、原子炉冷却材圧力バウンダリ配管の最も過酷な破断を想定し、の記載に、
0:15:14	ついてですね、その文章の繋がりとして、相まって想定するということは、こういった意味なのか説明して欲しいとコメントをいただきました。
0:15:26	持ち帰りまして、改めての回答としまして、
0:15:30	残留熱除去系括弧格納容器冷却モードに係る記載は、不要であることから、当該部分の記載を削除して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:39	設計基準事故時において、
0:15:42	原子炉冷却材圧力バウンダリ配管の最も過酷な破断を想定し、これにより放出されるといった修正内容ですね。
0:15:52	PCVの設計条件の2回目のヒアリングで回答をさせていただきました。
0:15:58	今回もうその水平展開として、40条に反映するとした際に記載について再度検討したんですけれども、
0:16:09	残留熱除去系括弧格納容器冷却モードと相まって、との記載をですね、削除してしまいますと
0:16:17	原子炉格納容器単体で耐えることができるように読めてしまいますので、PCV設計条件で回答した内容の範囲ではなく、今回新たに記載の、
0:16:28	中身をですね、中身をですね収税させて、黄色いハッチングの記載とさせていただきますと考えております。
0:16:38	ちょっと黄色いハッチング読ましていただきますけども、
0:16:42	原子炉冷却材圧力バウンダリ配管の最も過酷な破断を想定した場合であっても、
0:16:49	残留熱除去系カッコ格納器冷却モードと相まって、配管破断により放出されるといったですねちょっと順番の方を入れ替えておまして、
0:16:59	こちらの記載のほうに修正したいと考えております。
0:17:04	44条の説明は以上となります。説明者を交代いたします。
0:17:10	中国電力の河島です。
0:17:13	それでは続きまして、59条の基本設計方針への指摘事項に対する回答についてご説明させていただきます。
0:17:22	回答整理表の通し番号6ページ、
0:17:25	ナンバー55をご確認願います。
0:17:30	コメント内容といたしましては、起動阻止スイッチを同じ盤に設置することについて、有効性評価での議論を踏まえた上で、基本設計方針への記載要否を検討すること。
0:17:42	でございます。
0:17:44	こちら、前回4月19日に記載要件についてご説明させていただいた際は、他条文との横並びを踏まえて記載要否を検討し、基本設計方針には記載しないと。
0:17:57	その旨回答させていただきましたが、
0:18:01	他条文との横並びではなく、過去の議論を踏まえた検討が必要とのご指摘をいただいたものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:09	こちらの回答といたしまして、再度有効性評価での議論を踏まえて、検討いたしました、
0:18:16	前回のヒアリングでもご指摘いただきました通り、アトワス時の対応として、自動減圧の阻止操作を2分以内。
0:18:23	代替自動減圧の阻止操作を10分以内に実施しないといけないという、
0:18:28	緊急な状況で、スイッチを、を同じ盤に設置することで、
0:18:33	運転員の操作性に影響を与えない旨をご説明しております、
0:18:38	その際同じ場に設置する。
0:18:40	という旨を明記することとした経費を踏まえまして、
0:18:44	基本設計方針にも、約束事項として記載すべきと判断いたしまして、今回資料へ反映いたしました。
0:18:52	資料の反映箇所といたしましては、回答整理表に記載の通り、59条と61条の基本設計方針に関する説明資料に対して実施しております。
0:19:05	具体的な修正箇所の説明に移りまして、まずは61条側から説明させていただきます。
0:19:12	61条側の通し番号、
0:19:16	4ページをお願いします。
0:19:22	まずは様式等の修正箇所のご説明ですが、
0:19:25	黄色着色箇所の通り、阻止スイッチを同じ盤に設置する旨を追記しております、
0:19:31	さらに引用元である、設置変更許可申請書添付書類8とのを紐付けとして、②の4、
0:19:40	と、右側備考欄には、引用元のページを追記しております。
0:19:45	続きまして引用元の確認といたしまして通し番号29ページをご確認願います。
0:19:55	こちらの黄色着色をしている箇所を基本設計方針に落とし込んでおります、
0:20:01	赤色下線と、②-4という紐付けのための番号を追記しております。
0:20:08	次に比較表に移りまして、通し番号41ページをお願いいたします。
0:20:18	こちら島根の本文黄色着色箇所になりますが、
0:20:22	先ほどご確認いただいた様式等の記載の通り、追記しております。
0:20:27	なおこのパラグラフについては、
0:20:29	隅括弧内に記載の通り、59条と61条で共通した内容となっております。
0:20:37	またこちらのページの備考欄の黄色着色箇所になりますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:42	こちらは記載の適正化を実施した箇所となっております、本文側の修正に合わせて、
0:20:48	備考欄の槽類についても、適正化を実施したものでございます。
0:20:54	以上が、61 条側の、反映箇所の説明となります。
0:21:00	続きまして、59 条側の反映箇所に移りますが、
0:21:04	61 条側と同様となっております、
0:21:08	まずは、59 条側の資料の通し番号の 3 ページをお願いいたします。
0:21:18	こちらまず、様式等の修正箇所になりますが、黄色く着色箇所の通り、記載を追記しております。
0:21:27	次に比較に移りまして通し番号の 20 ページをお願いいたします。
0:21:37	こちら先ほど 61 条側でご説明した通り、
0:21:41	こちらのページの本文については、コメント対応として、黄色着色箇所の通り、文章を追記してございまして、次の 21 ページ。
0:21:53	に移っていただきまして、こちらの備考欄の黄色着色箇所については、
0:21:59	そういう理由について適正化を実施した箇所となっております。
0:22:05	以上が、59 条の基本設計方針の指摘事項に対する
0:22:09	回答の説明となります。
0:22:12	最後に資料回答整理表の 7 ページの、
0:22:16	ナンバー176 と。
0:22:18	ナンバー177 の記載の適正化箇所がございまして、
0:22:23	こちらは一連の流れでご説明させていただきましたので、説明割愛させていただきます。
0:22:30	以上で説明終わります、ここで次の説明者に交代いたします。
0:22:37	中国電力の藤本です。最後に第 70 条工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のコメント意見を説明させていただきます。
0:22:47	回答整理表の 6 ページ目の内、No.の 58。
0:22:51	シルトフェンス高さの内訳を本文中に記載することを検討すること。
0:22:56	こちらにつきまして、70 条の資料、N-S2070 回 02 の 6 ページ目にて説明させていただきます。70 条の 6 ページ目をお願いいたします。
0:23:12	前は、シルトフェンス高さの本数ごとの内訳の記載を中期米印で示しておりましたが、設備の仕様を示す内容であることから、本文中に記載することとして、
0:23:24	6 ページ目冒頭の本文中、黄色着色箇所の通り、記載することで変更しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:32	なおこの記載箇所は核燃料物質の取扱施設、及び常設の様式 7 になりますが、
0:23:39	基本設計方針及び原子炉格納施設についても、同じく反映しております。経営修正箇所は 4 ヶ所になりますが、すべて修正箇所は同様に本文中に記載することで変更しております。
0:23:52	ナンバー58 のガイド、並びに本日のこちらからの説明は以上になります。
0:24:04	規制庁イワサキです。はい、ありがとうございました。それではちょっとし、
0:24:09	指摘に移りたいと思いますが、順番に行きますか。20 条って何かありますか。
0:24:16	次の 31 条なんですけど、
0:24:29	これは、
0:24:31	各、
0:24:34	30 基あと 31 条の 18。
0:24:41	33 条の 6 に同じようなことが書いてありますよと。
0:24:46	いうことだったんですけど、ちょっと前回の資料と見比べると、ややその 30 基の 31 条の 18 の方が
0:24:56	ちょっと細かいというか 6 段の旧かね加熱機が 4 段の低圧を 2 段の高圧って書いてあったりとかあるんですけど、
0:25:07	これは何ていうか、
0:25:11	ここのもともとの紙の 31-18 が、
0:25:15	若干細かく書いてあってその 33 条の方は、
0:25:19	ちょっと、
0:25:23	雑ではなくて
0:25:24	ほぼ全く同じ内容ではないんですけどほぼほぼ内容が相違してるからここにはか、こっちの方は記載は削除したっていうことですかね。
0:25:38	中国電力の山根です。はい。ご認識の通りでございまして、循環設備等の方で、復水給水系の設計に関する記載はした方が、
0:25:48	妥当な整理というふうに判断しまして、
0:25:51	確かにおっしゃる通り
0:25:53	記載の内容は、
0:25:55	多少異なるところはあるんですけども同様の趣旨というところで、
0:25:59	31 条の蒸気タービンとしての記載は不要というふうに整理して、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:04	31 条の 18 こちらは削除しております。33 条の 6 の方の記載ですけれども、こちらは
0:26:11	当設置許可のほうの記載を引用した記載となっているため、若干記載が異なっているということになっております。以上です。
0:26:25	設置許可の方で 6 段って書いてあるので、まあまあわかりましたちょっと。
0:26:33	これだけ見ると別にいいかなって気がするんですけど、実際に並べちゃうと何か
0:26:38	細かい方からちょっと
0:26:40	まとめて書かれているので、ちょっと、
0:26:44	どうなのかなって思ったんですが内容的に一緒にわかりました。31 年の削除した 21 なんですけど、これちょっと、
0:26:54	不要に不要、
0:26:56	人となった理由ってもうもう一度ご説明いただけますか。
0:27:03	中国電力の山根です。31 条の 21 につきましては、こちらは他の項目とはちょっと整理が違ってまして他の項目は、他の条文だったり、同一の条文だったりの中に、
0:27:17	同じような記載があるため削除というふうにさせていただいたんですけども、
0:27:21	こちらの 31 条の 21 につきましては、
0:27:24	蒸気タービンは平成 27 年度に、蒸気タービンの改造工事によってその時に基本設計方針を一度出していて、そこで認可されている基本設計方針があるんですけども、
0:27:36	そちらの
0:27:40	その当時の申請の時に、
0:27:43	規制庁とのやりとりで、そのタービン改造によって、木瀬通側への、
0:27:49	影響がないようなことは、どこかに記載しておいてくれというやりとりがございまして、
0:27:56	一応回答書という形でも、回答させていただいてるんですけども、基本設計方針の方にも、既設容器タービンの既設の方、
0:28:05	その設計仕様機能に影響のない設計とするというのは、記載させていただいているものだと理解しております。
0:28:14	こちらの記載ですけれども今回の補正工認においては、
0:28:19	記載を残してもいいかなと思ったんですけども、
0:28:24	ちょっと今回の補正工認にはあえて記載は不要。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:30	金戸整理しまして、
0:28:32	こちらの記載は削除させていただいております。
0:28:36	以上です。
0:28:43	規制庁イワサキです等を
0:28:47	だから土佐 31 条の 21 の既設設備に影響がない設計とするっていうのは今回の
0:28:55	ここ人情だと、既設設備への
0:28:59	設計仕様と機能に影響が確認する必要があるものがないから、この記載は要らなくなった。
0:29:08	ということですか。
0:29:20	中国電力の山田です。はい。ご認識の通りでございます。以上です。
0:29:40	中国電力の山根です。すみません。ちょっと補足させていただきますけれども、
0:29:44	東北、
0:29:46	今回の新規制工認の基本設計方針の他の条文と、
0:29:50	横並びで見たときにですねその既設設備との、
0:29:54	DB設備に向ける既設設備の設計仕様機能に影響のない設計とするという記載は、ちょっと他の条文では記載がないところで、この 31 条の蒸気タービンだけ。
0:30:06	特有の記載といいますかそのような記載となっておりますので、先ほど申し上げた整理の上、削除というふうに、
0:30:14	させていただきました。以上です。
0:30:18	きちっと安武沢川わかりましたと、当時はそういうタービンの取りかえが発生したからその規制設備への影響の話を出して、今回は別に取りかえとかそういうものではなくて特に設備とか買えるものがないので、
0:30:32	入らなくなったということですかね。ありがとうございます。
0:30:45	違う、30、
0:30:47	もともとの、
0:30:49	20、
0:30:51	SERP上昇 20 で今は 3848 になってるんですけど、これは何て言うかその材料の話がいろいろ厚労省の話とか、記載されていて若干、
0:31:02	今の 38 条、31 条の 18 よりも、
0:31:06	具体細かく書いてるような気がするんですけど。
0:31:09	これはもう、この今の 3 時 48 で、
0:31:14	カバーできてるっていうことなんですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:21	中国電力の山根です。はい。ご認識の通りでございますももとの 31 条の 20 の記載のところでは、
0:31:29	蒸気タービンのすべての構造材料については、エロージョンコロージョンに対する経験のみに絞った記載となっていたんですけれども、
0:31:38	今の 31 条の 18、今回修正した 31 番 18 のところなんですけれども、
0:31:43	こちらにつきましては、蒸気タービン及びその附属設備の合同設計において、発電用火力設備に関する技術基準、こちら火力省令ですけれども、火力省令等火力省令の解釈に規定のないもの、
0:31:57	については、信頼性が確認され十分な実績のある設計方法安全率等を用いると、エロージョンコロージョンに限らず、信頼性が確認された十分な実績のある、
0:32:09	方法を取りなさいというふうな記載になっておりますので当初の 31 条の 20 の記載よりは、
0:32:16	広い意味の記載になっているのかなというふうに整理しております。後段の最新知見を反映しのところは、同じ文章となっておりますので、
0:32:26	現状の 31 条の 18 の方が、
0:32:28	に包絡される記載。
0:32:31	というふうに整理しまして 31 条の 20 は削除というふうにしております。
0:32:36	以上です。
0:32:40	規制庁安江です。わかりましたありがとうございます。
0:32:53	規制庁のテルイです。31 条なんですけど、
0:32:57	まずあの、すいません、様式 7 として見たときに、
0:33:02	今
0:33:05	イワサキとモリタニあった今回消した部分。
0:33:10	そうですか。
0:33:11	で、その前の方には書かれるんじゃないんですか、工事計画認可申請基本設計方針括弧前っていうのは、
0:33:17	のところにはかかわれるんじゃないかなと思ったんですけど、今、
0:33:22	その 18 までしか書いてないじゃないですか、そこは。
0:33:26	なんでここって多分、
0:33:27	ちょっとタービンだけは他の条文と違って
0:33:31	過去の
0:33:32	改造の届け出で、もうすでに基本設計方針がある。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:37	だから、前って、その時の基本設計方針になると思ってて、そこからの変更という形で示すんじゃないのかなと思ったんですけどいかがですか。
0:33:50	中国電力の山根です。大変申し訳ございませんご認識の通りでございます、こちらの前の方は、平成 27 年当時の基本設計方針を記載すべきでしたのでちょっと今回、
0:34:02	誤ってどちらも前も前後、両方修正して芝委員、してしまいましたので、
0:34:08	ちょっとこちらの前の方は、平成 27 年度の基本設計方針を、
0:34:14	を記載して、そことの差異という形で、
0:34:18	右から 2 番目の欄の設置許可基本設計方針及び技術基準との対比というところで、説明文を加えるように修正させていただきたいと思えます。大変申し訳ございませんでした。以上です。
0:34:30	規制庁の照井ですわかりました。おっしゃる通りそう書いて書いていただいて後がなくて、その中で変わった理由っていうのが今ご説明あったことだと思いますけど、それをきちんと書くということで、そうすると、
0:34:42	我々もぱっと見たときに、わかりやすいです。例えばそのさっきの給復水系とか或いはその 15 時 15 条のところ、
0:34:50	見てるのでっていうところは、そっちに飛ばしてもらえばそっちを見に行けば、わかるのでですね我々としても見やすくなるので、そこはぜひお願いしたいと思えます。以上です。
0:35:07	中国電力の山根です。承知いたしました。以上です。
0:35:22	規制庁イワサキで生徒それっていうのは、
0:35:30	32 条なんでちょっとこれ確認だけなんで今回直していただいて低圧注水系括弧、100UDリーダーとか 15 ページですねその
0:35:42	低圧注水系括弧残留熱除去系かつ低圧注水モード。
0:35:47	なんですけどこれって何ていうか、これが何ていうか、一般的っていう言い方でいいのかわかんないんですけど。
0:36:01	今夏言ってだから、
0:36:08	他に並びをそろえて低圧注水系で、括弧の中でご説明するっていう、
0:36:16	のに並びをそろえたっていうことでいいですかね。
0:36:24	中国電力のヤマネですとこちらの記載につきましてはちょっと前回のコメント回答のときに、非常用炉心冷却系としての機能書く時は低圧注水系で記載して、
0:36:35	残留熱除去系の一つの機能、一つのモードとして説明するときには、残留熱除去系括弧低圧注水モードというふうに記載すると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:46	いうふうに説明させていただきまして、ここだけ残留熱除去系の低圧注水モードというふうに、どちらにも該当しない記載となっておりますので、
0:36:56	ちょっと記載について検討させていただいた、いただきまして、
0:37:01	こちらの記載が、この文章全体が設置許可からの引用箇所になってまして、設置許可の方で残留熱除去系の低圧注水モードというふうに記載があったんですけれども、
0:37:12	ここはあえて低圧注水系のみにしてもよかったんですけれども、ちょっと設置許可からの記載を生かした形ということで、
0:37:21	低圧注水系は、残留熱除去系低圧注水モードを、
0:37:25	表しますという括弧書きを残すという形で、
0:37:29	現状の修正方針とさせていただいております。
0:37:33	以上です。
0:37:39	規制庁岩瀬です。わかりました。
0:37:44	うん。
0:37:53	規制庁テルイです。CST、復水貯蔵タンクのところの記載ですけどラインとしてはこんなもんかなと思いますけど、ちょっと気になるところが1ヶ所あって、
0:38:07	復水貯蔵タンクを使用可能な場合には、制限をサプレッションチェンバから復水貯蔵タンクへ切り換え、
0:38:16	普通ちょっと何か水を、
0:38:20	失礼しました。原子炉圧力容器にスプレーすることできる設計とするって書いてあって、
0:38:25	この切り換えて、言い切りの形に、
0:38:29	なってるので、そうずっと何か、
0:38:31	ちょっと読んだときに、何か必ず使えそうしようかな場合には何か必ず切り替えるんですよみたいな文章に、
0:38:41	なっちゃうなと思ってですね。
0:38:44	でも基本サブチャンーが使える限りにおいてはサブチャを使っていくのが基本だと思ってるんですけど。
0:38:52	もともとCSP使う時から、多分CSTサイショに入ったとしても、サブチャにすぐ切り換えてサブチャンで水源でっていうことで多分、今までのDBもやってると思うんで、
0:39:02	そういう意味でS/Cは、まず、
0:39:05	やっぱりメインだったとっていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:08	そういう意味でいうところをもう少し例えば来切り替えることでとか、もう少し言い切りの形じゃない形にして書いた方が、より誤解がない表現になるかなと。
0:39:20	思いますと、
0:39:23	というのがコメントです。
0:39:27	中国電力の田原です。はい。今のご指摘、
0:39:32	その通りかなと思います。
0:39:34	今照井さんおっしゃった切り替えることでっていうような表現もそうですし、最後の最後のところですかね、すっぱりすることとか、少し
0:39:45	集団として、
0:39:46	こういうこともありますというか、少しワンランク落とす。
0:39:50	もう少し表現については見直したいと思います。ご指摘ありがとうございます。
0:39:55	規制庁の照井です。まさにおっしゃっていただいた通り、やっぱりその1段下がってるかをもう少し出した方がいいかなと思いますので引き続きご検討いただければと思います。以上です。
0:40:07	中国電力の田原です。了解しました。
0:40:34	規制庁岩崎です。
0:40:38	恒例はちょっと私があまりわかってないだけかもしれないけどプラスチック固化剤って、
0:40:48	ドラム詰め装置内にはなくなるんですか
0:40:53	燃料体を挿入する前、
0:40:57	までに撤去するっていうのはそのドラム詰め装置内に、から撤去することで、プラスチック固化については、何か、敷地の中のどっかの層なんか、
0:41:09	どっかに溜めておく場所みたいなところに置いておくんですかね。
0:41:18	中部電力の南です。
0:41:20	はいですねいや、そういうわけではございませんで、イメージとしてですねちょっと記載ぶりちょっと悪かったかもしれないんですが設置許可の時からこういう記載をしましてイメージはですね、
0:41:31	一番大事なところはですね固化剤タンク、プラスチック固化代を今、現に貯めている固化材タンク、ここの部分で火災がプラスチックが、巴で火災が発生した場合の影響をかんがみて、今回プラスチックの使用はやめると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:46	いうところで設置許可を終えたというところになっております。従いましてこの課題、ドラム装置という、そのイメージがですね、オカbyタンクからドラム詰め装置まで含めた、
0:41:59	裾野すべてというイトウですね、その際記載しております、そういう意図でここにはないようにするというところで記載しておりますそこになければですね当然ですねもう保管する必要もありませんので、敷地構内にも当然、
0:42:16	もう必要ないのでない、ないという状況にするという意図でございましたので、土佐イトウとしてはそのような意図で、今この記載をさせていただいているというところになっております。以上です。
0:42:30	規制庁ヤスアイザワカシマイずれにしろその影響が影響の及ぶ範囲内にはそのプラス国家材はもう、
0:42:42	撤去しますよということ。
0:42:45	ということで理解しました。
0:42:48	違う固化材その敷地の外から出してっていうか何か祖父、普通のごみみたいになるってことですかね。
0:42:58	中国電力の南です。今ある固化材自体はですねちょっと特殊なものですので、その専用の業者に引き取っていただくとかそういう形で撤去することにはなるというふうに考えております。
0:43:12	また敷地の中のどっかに仮置しとくとかですねそういうことはですね、敷地全体の火災防護の観点からも考えてできないようになるというふうに考えておりますので、
0:43:22	そういう意味でも敷地外からも撤去される必要ありませんので、敷地内からも提供されると、そういうイトウで、このプラスチック飾りの記載は記載しているというところになります。以上です。
0:43:47	規制庁イワサキだ一わかりましたすみませんちょっとごめんなさい私が勝手に固化材とかという感じが一緒にありがとうございます。岡沢伊井です。普通のごみってことで、ありがとうございます。
0:44:15	シートイワサキですちょっと左右にあとシルトフェンスの
0:44:21	これ単純にちょっと私がかかってないだけなんですが一重目と20名で高さとか本数が若干5秒にちょこちょこ変わってくるんですけどこれは何でなの。
0:44:36	中部、
0:44:38	失礼しました。中央でのフジモトです。シルトフェンスは1名と20名で、設置位置が若干違いまして

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:46	湾内側、内側の方 20 名外が 20 名としておりますのでその若干の位置が変わるだけありますから、その位置の改定の形状に合わせて、
0:44:56	シルトフェンス高さの方も個別に違う設計としております。以上です。
0:45:06	議長の杉沢管理者ありがとうございました観 1 時間 2 時間ってどれくらい離れてるんですか。
0:45:17	中央でのフジモトです。ちょっと具体的な数字の方はちょっとちょっと持ち合わせておりませんがそんな 10 メーターとか 20 メーターとかそんな大きく考えたものではないと考えております海底の形状に合わせたものというところで、
0:45:30	床の高さを設定しております。以上です。
0:45:37	規制庁、規制庁岩崎です。はい、わかりました。ありがとうございます。
0:45:49	はい。こちらからの指摘は以上になりますが中国電力の方から特に何もなければ、ご指摘の確認に移りたいと思っておりますが、これ意味出てきましたら、
0:46:01	画面共有等よろしく申し上げます。
0:46:06	中国電力イタイガワです。亀の方形頂形しますので少々お待ちください。
0:46:28	画面の方からは、中国電力イタイガワです。
0:46:32	画面の補強いたしましたの確認。
0:46:34	いただけますか。
0:46:37	はい。見えます。
0:46:44	中国電力の山根です。それでは本日のご指摘事項について確認させていただきますと全部で 2 件あると思っております、まず一つ目ですけれども 31 条。
0:46:55	こちらにつきまして、今回削除した項目について、工事計画認可申請書基本設計方針、括弧前、様式 7 の各前のところに記載の追加を検討すること。
0:47:09	こちら大変申し訳ございませんでした。
0:47:11	と二つ目に、32 条で、水源をサプレッションチェンバから復水貯蔵タンクへ切り換え、
0:47:19	記載について記載の変更を検討すること。
0:47:23	こちらの 2 点だと思っております。過不足ございましたらお願いいたします。以上です。中国電力の高です。二つ目につきましては、第 1 水源変更ドア復水貯蔵タンク、
0:47:36	の位置付けを踏まえた制度の切り換えなり、ちょっと記載の方、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:40	修正するというご趣旨だと理解しておりますので、その点で、別途ご回答したいと思います。以上です。
0:47:49	伊勢茶谷です。本当の認識は合ってるかと思っております。はい。特にこちらから言うことないです。はい。よろしくお願いします。
0:48:08	はい。次はイワサキです
0:48:11	それでは
0:48:13	こちらからは以上になりますが中国電力からと、何かございますか。
0:48:21	中国電力イタイガワですこちらからは特にございません。
0:48:28	規制庁岩崎ですはい。それでは本日のヒアリング終了したいと。
0:48:32	思います。ありがとうございました。
0:48:38	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。